

令和 7 年

第 1 2 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 7 年 1 2 月 2 5 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和7年第12回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- | | |
|------|---|
| 報告18 | 第2期赤穂市教育振興基本計画〔中間改定〕（素案）について |
| 報告19 | 赤穂市子ども読書活動推進計画（第3次）（素案）について |
| 報告20 | 令和7年度赤穂市一般会計補正予算（12月）（その2）について |
| 報告21 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 報告22 | 赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 報告23 | 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 報告24 | 令和8年赤穂市二十歳のつどいについて |
| 報告25 | 令和8年度予算要求について |
| その他 | 問題行動、いじめ・不登校の状況について |

報告 18

第2期赤穂市教育振興基本計画〔中間改定〕（素案）について

第2期赤穂市教育振興基本計画〔中間改定〕（素案）について、別冊のとおり報告する。

令和7年12月25日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

報告 19

赤穂市子ども読書活動推進計画（第3次）（素案）について

赤穂市子ども読書活動推進計画（第3次）（素案）について、別冊
のとおり報告する。

令和7年12月25日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

報告 2 0

令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（1 2 月）（その 2）
について

令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（1 2 月）（その 2）について、令和 7 年第 4 回赤穂市議会定例会で議決されたので、その内容につき次のとおり報告する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和7年度赤穂市一般会計補正予算(12月)(その2)

(単位 千円)

番号	事業名	事業費	財源内訳						摘要	目別
			国庫支出金	県支出金	地方債	寄付金	その他 特定財源	一般財源		
1	アフタースクール子ども育成 事業	1,235	411	411				413	人事院勧告に伴う人件費の増 報酬 71,238千円 → 72,473千円	児童福祉総務費
2	心いきいき推進事業	100						100	人事院勧告に伴う人件費の増 報酬 2,364千円 → 2,464千円	教育指導費
3	学校業務改善推進事業	72		24				48	人事院勧告に伴う人件費の増 報酬 11,426千円 → 11,498千円	
4	特別支援教育事業	597						597	人事院勧告に伴う人件費の増 報酬 46,361千円 → 46,958千円	幼稚園費
5	幼稚園預かり保育事業	1,008						1,008	人事院勧告に伴う人件費の増 報酬 79,615千円 → 80,623千円	
6	文化とみどり財団補助金	270						270	人事院勧告に伴う人件費の増 負担金補助及び交付金 30,940千円 → 31,210千円	社会教育総務費
7	子育て学習活動推進事業	47	15	15				17	人事院勧告に伴う人件費の増 報酬 3,311千円 → 3,358千円	
8	生涯学習推進専門員設置事業	36						36	人事院勧告に伴う人件費の増 報酬 2,411千円 → 2,447千円	社会教育施設費
9	文化とみどり財団委託金 (民俗資料館)	228						228	人事院勧告に伴う人件費の増 委託料 11,542千円 → 11,770千円	資料館管理費

令和7年度赤穂市一般会計補正予算(12月)(その2)

(単位 千円)

番号	事業名	事業費	財源内訳						摘要	目別
			国庫支出金	県支出金	地方債	寄付金	その他 特定財源	一般財源		
10	文化とみどり財団委託金 (歴史博物館)	500						500	人事院勧告に伴う人件費の増 委託料 29,180千円 → 29,680千円	博物館管理費
11	文化とみどり財団委託金 (海洋科学館)	437						437	人事院勧告に伴う人件費の増 委託料 22,733千円 → 23,170千円	科学館管理費
12	文化とみどり財団委託金 (文化会館)	1,458						1,458	人事院勧告に伴う人件費の増 委託料 98,832千円 → 100,290千円	文化会館費
13	文化とみどり財団委託金 (田淵記念館)	311						311	人事院勧告に伴う人件費の増 委託料 17,119千円 → 17,430千円	記念館管理費

報告 2 1

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和 7 年第 4 回赤穂市議会定例会で議決されたので、その内容につき次のとおり報告する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 8 年赤穂市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「1 0 0 分の 2 3 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 3 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

報告 2 2

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和 7 年第 4 回赤穂市議会定例会で議決されたので、その内容につき次のとおり報告する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例（昭和 4 4 年赤穂市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

給食調理員給料表

(単位 円)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	161,400	190,400	212,200
	2	162,700	191,200	212,900
	3	164,100	192,200	213,800
	4	165,500	192,800	214,400
	5	166,800	193,500	215,200
	6	168,200	194,000	216,000
	7	169,500	194,700	216,800
	8	170,800	195,300	217,500
	9	172,100	196,100	218,200
	10	173,300	196,900	219,000
	11	174,500	197,600	219,400
	12	175,600	198,200	219,800
	13	176,800	198,900	220,200
	14	178,100	199,300	220,600
	15	179,300	200,000	220,900
	16	180,500	200,300	221,200
	17	181,800	200,800	221,600
	18	182,800	201,100	221,900
	19	184,000	201,700	222,500
	20	185,100	202,100	223,000
	21	186,200	202,200	223,500
	22	187,200	202,500	223,900
	23	188,000	202,700	224,400
	24	188,900	203,100	225,100
	25	189,700	203,600	225,600
	26	190,300	204,200	226,200
	27	191,100	204,800	226,600
	28	191,600	205,300	227,300
	29	192,400	205,700	228,000
	30	193,200	205,800	228,500
	31	193,800	205,900	229,200
	32	194,500	206,200	229,400
	33	195,100	206,600	230,100
	34	195,300	206,800	230,700
	35	195,500	207,100	231,200
	36	195,700	207,200	231,800
	37	195,900	207,300	232,400
	38	196,200	207,700	232,900
	39	196,400	208,000	233,400
	40	196,500	208,400	233,800

41	196,800	208,600	234,100
42	197,300	209,100	234,300
43	197,800	209,600	234,700
44	198,100	209,700	235,200
45	198,500	210,000	235,700
46	198,800	210,400	235,900
47	199,000	210,700	236,400
48	199,500	211,000	236,700
49	199,900	211,300	237,100
50	200,100	211,600	237,400
51	200,400	211,900	237,700
52	200,800	212,100	238,100
53	201,000	212,300	238,200
54	201,300	212,700	238,600
55	201,400	213,200	239,100
56	201,600	213,700	239,400
57	201,800	214,100	239,700
58	201,900	214,500	240,200
59	202,300	214,600	240,600
60	202,800	214,900	241,100
61	203,100	215,200	241,500
62	203,500	215,400	242,000
63	203,800	215,900	242,400
64	204,000	216,100	242,900
65	204,400	216,200	243,200
66	204,700	216,500	243,700
67	205,100	217,000	244,000
68	205,400	217,200	244,500
69	205,800	217,500	244,700
70	206,000	217,800	245,000
71	206,300	218,300	245,300
72	206,800	218,500	245,700
73	207,000	219,200	246,000
74	207,200	219,500	246,200
75	207,600	219,600	246,500
76	207,700	219,700	246,900
77	207,800	219,800	247,200
78	208,000	220,200	247,600
79	208,100	220,400	247,900
80	208,400	220,500	248,200
81	208,500	220,800	248,500
82	208,600	221,200	248,900
83	208,900	221,600	249,300
84	209,100	222,000	249,700
85	209,400	222,300	249,900

86	209,600	222,400	250,300
87	209,800	222,600	250,700
88	210,000	222,900	250,900
89	210,200	223,000	251,300
90	210,500	223,300	251,700
91	210,700	223,500	252,100
92	210,900	223,800	252,500
93	211,000	223,900	252,800
94	211,200	224,000	253,100
95	211,400	224,300	253,400
96	211,600	224,400	253,800
97	211,700	224,600	254,100
98	212,000	224,900	254,400
99	212,200	225,200	254,700
100	212,400	225,400	254,900
101	212,500	225,600	255,100
102		225,800	255,400
103		226,000	255,700
104		226,200	256,000
105		226,400	256,200
106		226,500	256,500
107		226,700	256,900
108		226,900	257,100
109		227,100	257,200
110		227,300	257,500
111		227,600	257,800
112		227,700	257,900
113		228,000	258,100
114		228,200	258,300
115		228,500	258,500
116		228,600	258,700
117		228,900	258,900
118		229,100	259,200
119		229,300	259,400
120		229,400	259,600
121		229,700	259,700
122		229,900	260,000
123		230,100	260,200
124		230,300	260,400
125		230,500	260,500
126		230,700	260,800
127		230,900	261,000
128		231,100	261,200
129		231,300	261,300
130		231,400	

	131		231,600	
	132		231,900	
	133		232,100	
	134		232,200	
	135		232,500	
	136		232,700	
	137		232,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		168,000	177,100	192,200

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

報告 2 3

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の制定について

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、令和7年第4回赤穂市議会定例会で議決されたので、その内容につき次のとおり報告する。

令和7年12月25日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年赤穂市条例第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団等の排除)

第4条 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業を行う者は、赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告 2 4

令和 8 年赤穂市二十歳のつどいについて

令和 8 年赤穂市二十歳のつどいについて、別紙のとおり実施する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和8年赤穂市二十歳のつどい実施計画書

- 1 開催日時 令和8年1月11日（日）午前11時～12時30分
(受付開始午前10時15分～)
- 2 会場 赤穂市文化会館 赤穂化成ハーモニーホール 大ホール
- 3 主催 赤穂市、赤穂市教育委員会
- 4 対象者 平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
(令和7年12月1日現在416人)
- 5 プログラム

午前10時15分	受付開始	
午前11時	式典開会	
	国歌斉唱	
	式辞	赤穂市教育長
	お祝いのことば	赤穂市長
	来賓祝辞	赤穂市議会議長・兵庫県議会議員
	来賓紹介	
	実行委員紹介	
	代表者抱負発表	実行委員代表2名
	閉会あいさつ	赤穂市教育長職務代理者
午前11時50分	実行委員の企画によるビデオレター	
午後12時30分	閉会	
- 6 主催者及び来賓

<ul style="list-style-type: none"> ※赤穂市長（あいさつ） ※赤穂市議会議長（祝辞） ※兵庫県議会議員（祝辞） ※赤穂市教育長（式辞） ※赤穂市教育長職務代理者（閉会あいさつ） 	<ul style="list-style-type: none"> 赤穂市議会議員（自席での一括紹介） 社会教育委員長（自席での紹介） 赤穂市立学校園所長（自席での一括紹介） 教育委員（自席での一括紹介） 	※は、壇上に席を設ける
--	---	-------------
- 7 記念品 400人分を発注

- 8 通知方法 住民基本台帳より対象者を抽出する（基準日：12月1日）。
12月上旬案内はがきを郵送する。
市外に住民票を移している対象者から参加の申し出があれば、はがきを郵送する。
- 9 配布物 プログラムリーフレット
各所管からの配布物
- 10 その他
- ・広報あこう1月号に実行委員10名の「二十歳の抱負」を掲載。
 - ・西播四市明るい選挙啓発誌「白バラ」へ実行委員1名の原稿を掲載。
 - ・当日、市民会館にフォトスポットを設置。

二十歳のつどい実行委員会名簿

出身中学校	氏 名	備 考
赤穂中学校	イマイ アヤリ 今井 彩里	
	カナタニ ミレイ 金谷 美玲	
赤穂西中学校	キタガワ チハヤ 北川 千颯	
	フナビキ さくら 船曳 さくら	
赤穂東中学校	タニモリ コウイチ 谷森 功一	委員長
	ハヤシノ モモカ 林野 百香	副委員長
坂越中学校	ナイトウ タイガ 内藤 大雅	
	キタガワ ショウタ 北川 翔大	
有年中学校	ウエヤマ ケンシロウ 上山 健史郎	
	タケモト サヤカ 竹本 紗也加	

報告 2 5

令和 8 年度予算要求について

令和 8 年度予算について、別紙のとおり要求したので報告する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開